

資料提供

令和元年6月18日

課名：雇用労働政策課

担当者：柴田

直通電話：082-513-3410

内線：3423

県内初！

外国人材の活躍促進に向け広島銀行と連携協定を締結

広島県では、「外国人材の受入・共生対策プロジェクト・チーム」を設置し、受入の拡大が見込まれる外国人材が貴重な戦力として県内企業で活躍し、地域社会の一員として安心して暮らせるよう、「就労環境」と「生活環境」の両面から必要な取組を検討・実施することとしております。

この度、取組の一環として、外国人材の活躍の促進に向け地域の企業ニーズ等に的確に対応していくため、株式会社広島銀行と業務連携に関する協定を締結しました。（別紙①参照）

1 協定の名称

外国人材の活躍促進に向けた業務連携に関する協定（令和元年6月12日締結）

2 協定の目的

県と株式会社広島銀行が相互に連携・協力し、県内企業等における外国人材の受入ニーズ・課題の把握等を行い、円滑かつ適切な受け入れを推進することにより、人手不足の課題を抱える県内企業等において、貴重な戦力として外国人材の活躍が促進され、県内産業の発展に寄与することを目的とする。

3 連携事項

- ① 県内企業等における外国人材の受入ニーズ・課題の把握に関すること
- ② 県内企業等における外国人材の円滑かつ適切な受け入れの推進に関すること
- ③ 県内在住外国人の地域における生活利便性及び満足度の向上に関すること

4 当面の取組

- 県内企業等における特定技能等の外国人材受入ニーズ・課題の把握を行う。
 - 県内企業等の外国人材受入ニーズに対応して、行政窓口や各種支援策等を周知する。
 - 銀行窓口などで、県内在住外国人に対し、多言語対応が可能な外国人専門相談窓口等を周知する。
- ※ 別紙②のチラシを活用し、企業や在住外国人に相談窓口等を周知

参考①：外国人材の受入・共生対策プロジェクト・チームについて

県内中小企業等において貴重な戦力として外国人材の活躍が促進されるよう、「就労環境」と「生活環境」の両面から受入環境の整備を一体的かつ総合的に推進するため、平成31年4月1日に設置。

チームリーダー：産業労働部長

構成員：経営企画チーム政策監、国際課長、雇用労働政策課長、
医療介護人材課長、地域支え合い担当課長、商工労働総務課長、
就農支援課長、水産課長、建設産業課長、空港振興課長

事務局：雇用労働政策課

参考②：県ホームページ関連サイト「外国人の雇用」

外国人の雇用を検討する事業者のために、特定技能などの情報を集めたサイトです。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/foreigner-emp/>

外国人材の活躍促進に向けた業務連携に関する協定書

広島県を甲とし、株式会社広島銀行を乙として、甲と乙は、県内企業等における外国人材の活躍促進に向けた業務連携について、次のとおり協定を締結した。

(目的)

第1条 この協定は、甲と乙が相互に連携・協力することにより、人手不足の課題を抱える県内企業等において、貴重な戦力として外国人材の活躍が促進され、県内産業の発展に寄与することを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力するものとし、具体的な実施事項については、協議の上、決定するものとする。

- (1) 県内企業等における外国人材の受入ニーズ・課題の把握に関すること。
- (2) 県内企業等における外国人材の円滑かつ適切な受け入れの推進に関すること。
- (3) 県内在住外国人の地域における生活利便性及び満足度の向上に関すること。

(協議)

第3条 甲及び乙は、この協定を円滑に実施するため、必要に応じて協議を行うものとする。

(協定の変更)

第4条 甲及び乙は、この協定を変更する必要があると認めるときは、協議の上、所要の変更を行うものとする。

(守秘義務)

第5条 甲及び乙は、第2条に定める連携事項を実施するにあたり、相手方から知り得た情報について、第三者への提供を行ってはならない。加えて、この協定の目的以外の利用を行ってはならない。

ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合又は法令により開示を求められた場合は、この限りでない。

(疑義への対応)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲及び乙は誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、甲及び乙のいずれかから終了の申し出のないときは、この協定を当該有効期間満了の日から起算して1年間更新するものとし、以後もまた同様とする。

以上のとおり協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名・押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和元年6月12日

甲 広島市中区基町10番52号

広島県知事 湯崎 英彦

乙 広島市中区紙屋町一丁目3番8号

株式会社広島銀行 代表取締役 部谷 俊雄

外国人の雇用に関する行政の窓口

別紙②企業向けチラシ

在留資格制度や入国・在留手続きについて（出入国在留管理庁）

広島出入国在留管理局 就労・永住審査部門

所在地：広島市中区上八丁堀 2-3-1 広島法務総合庁舎
TEL：082-221-4412

外国人の雇入れについて（厚生労働省広島労働局）

広島外国人雇用サービスコーナー

所在地：広島市中区上八丁堀 8-2 広島清水ビル
ハローワーク広島 1階
TEL：082-228-0522

福山外国人雇用サービスコーナー

所在地：福山市東桜町 3-12 ハローワーク福山 1階
TEL：084-923-8609（部門コード 44#）

外国人労働者の労働条件について（厚生労働省広島労働局）

広島外国人労働者労働条件相談コーナー

所在地：広島市中区上八丁堀 6-30
広島合同庁舎第2号館 広島労働局監督課内
TEL：082-221-9242

広島中央外国人労働者労働条件相談コーナー

所在地：広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 2号館
広島中央労働基準監督署内
TEL：082-221-2460

福山外国人労働者労働条件相談コーナー

所在地：福山市旭町 1-7 福山労働基準監督署内
TEL：084-923-0005



広島県の取組 ～外国人材の受入・共生対策プロジェクト・チーム～

広島県では、平成31年4月に創設された新たな在留資格「特定技能」による本格的な外国人材の受入開始を踏まえ、地域の実情に応じて起こり得る様々な課題に迅速かつ総合的に対応していくため、外国人材の受入・共生対策プロジェクト・チームを設置し、外国人材が貴重な戦力として県内企業で活躍し、地域社会の一員として安心して暮らせるよう、必要な取組を検討・実施してまいります。

《プロジェクト・チームへのご意見等はこちらまで》

- ◆外国人材が活躍できる就労環境の整備の推進について ⇒ 広島県商工労働局雇用労働政策課（TEL：082-513-3410）
- ◆外国人材が安心して暮らせる生活環境の整備の推進について ⇒ 広島県地域政策局国際課（TEL：082-513-2359）

《県ホームページ：外国人の雇用》 <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/foreigner-emp/>

- ◆外国人の雇用を検討する事業者のために、特定技能などの情報を集めたサイトです。

外国人のための相談窓口

◎外国人の暮らしを多言語でサポートします。

暮らし全般に関する相談のほか、在留資格（V i s a）や、社会保険・労働条件の相談を行っています。

秘密は守ります

無料（0円）

《フリーダイヤル》 ※電話のお金がかかりません。

0 1 2 0 - 7 8 3 - 8 0 6

※携帯電話やスマートフォンでも利用できます。

問い合わせ先



住所

〒730-0037

広島市中区中町 8-18 広島クリスタルプラザ6F

TEL

082-541-3777

対応言語など

別紙②在住外国人向け
チラシサンプル
(10言語翻訳版有り)

対応言語

英語, 中国語, ベトナム語, 韓国語, タガログ語,
ポルトガル語, インドネシア語, タイ語,
スペイン語, ネパール語

相談方法

- 相談窓口での相談
- 電話相談

相談内容

一般（暮らし）相談

毎週月曜日～金曜日 午前10時～午後7時

毎週土曜日 午前9時30分～午後6時

昼休み（午後0時～午後1時）

（ただし、祝日及び12月28日から1月4日までを除く）

- 暮らし全般に関する相談に対応
- 多言語で広島県内の情報提供
- 専門相談の予約受付

専門相談

※専門家による相談

毎週木曜日・土曜日 午前10時～午後4時

昼休み（午後0時～午後1時）

（ただし、祝日及び12月28日から1月4日までを除く）

- 在留資格（V i s a）～行政書士が対応
- 社会保険・労働条件 ～社会保険労務士が対応